

第3章

人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかしながら、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による差別、弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害等があります。

また近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指すことが求められています。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお、本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じている背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」のほかに、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化等も、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発において、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識や社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点から、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることが大切です。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化、複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくり等の取り組みにより、ユニバーサルデザインの考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分な連携を図って人権教育・啓発を推進していく必要があります。

1 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」により、「日本社会の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお、著しく基本的人権を侵害され、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、深刻にして重大な社会問題である。」とし、さらには、「その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である」という認識を示し、特に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

本市では、同和問題の解決を市政の重要施策として位置付け、30年余りにわたって、特別措置法に基づく同和对策事業をはじめ、隣保館や青少年センター等における関連事業を総合的、計画的に実施してきました。

また、同和教育についても、自主的な学習活動の支援や指導者育成の取り組みを通して人権尊重や共生の心を育み、同和問題の解決を目指す教育を推進してきました。

こうした総合対策の実施により、道路や住宅等の生活環境改善をはじめとする物的基盤整備は一定前進し、周辺地域との較差は解消されてきていますが、同和問題の解決にとって重要な教育、就労、産業の面で、なお、課題が存在していることから、同和問題の残された課題の解決に向け、一般対策の制度を的確に運用し、必要な施策に取り組んでいます。

教育の分野では、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等を実質的に保障するため、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、その状況に応じたきめ細かな指導と地域や家庭と連携した取り組みが求められています。就労の面では、先行き不透明な景気動向による全国的に厳しい雇用情勢の影響を受け、不安定な就労が多い実態があり、また産業の分野では、建設業等の特定の業種や小規模零細企業者が多いことから、長期の経済不況や公共事業の抑制等の影響により、厳しい経営状況が続いています。

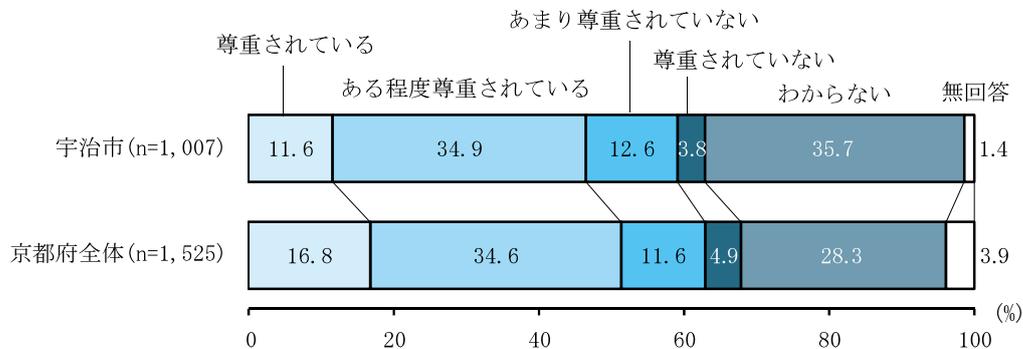
一方で、同和問題に関する偏見や差別意識は、この間、人権教育・啓発の取り組みを進めているところではありますが、依然として就職や結婚問題を中心に根強く存在し、差別性のある電話、身元調査等も発生しており、さらに近年においては、インターネットを使った差別的情報の掲載等の事象も多数発生しています。

市民意識調査の結果では、同和問題に関する人権が尊重されていると考えている市民（「尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせた割合。以下、同様に扱うこととする。）は46.5%で、京都府調査の結果（51.4%）に比べ低く、「わからない」の割合が高くなっています。（図表4）また、子どもの結婚相手が同和問題と関わりがある場合、結婚に対し積極的に子どもの意思を尊重する割合は、京都府調査の結果に比べ低く、「親としては同和問題が気になるが、子どもの意思を尊重する」「家族の者や親戚が同和問題を気にすれば結婚を認めないこともある」の各割合が高くなっているなど、差別や偏見が未だ潜在化していることがうかがえます。（図表7）

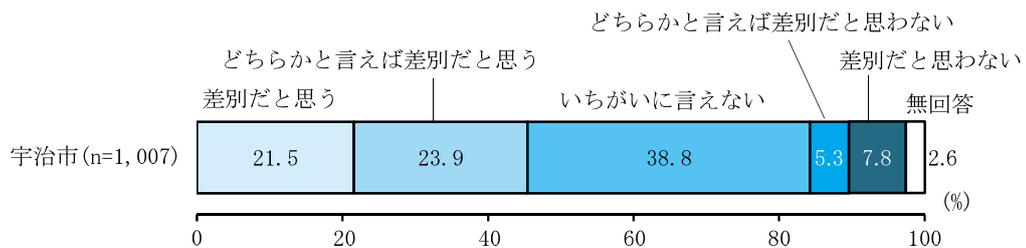
こうした意識面の課題の解決については、引き続き人権尊重の視点から効果的な人権教

育・啓発を推進する中で、同和問題に関する市民の理解と信頼を深めながら、人と人との豊かな関係を築いていくことが大切です。

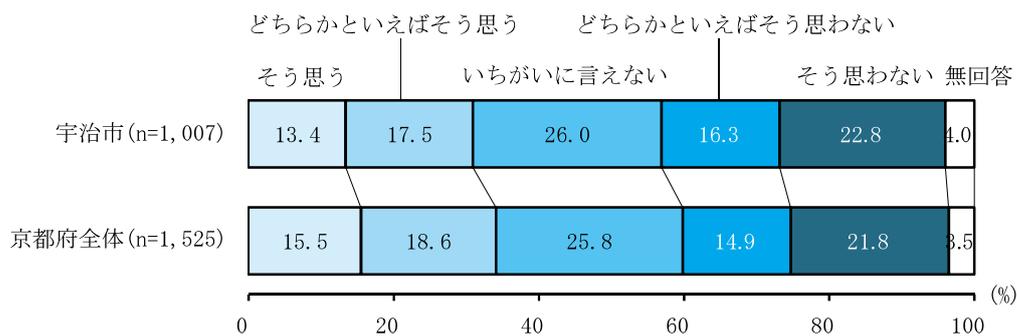
【図表4 人権課題に関する尊重度（同和問題に関する人権）】



【図表5 差別に対する考え方（家を購入する時や引越しを決める時、同和問題についても判断材料の一つとした）】

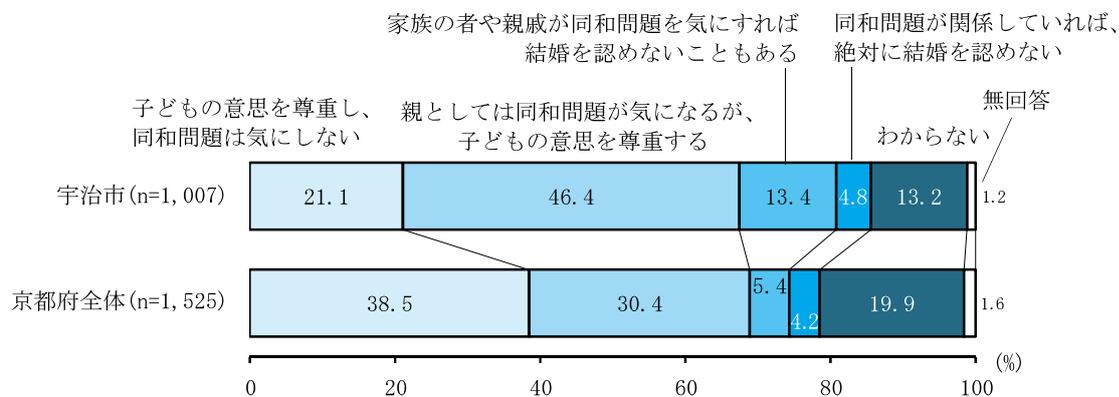


【図表6 身近な人権問題に関する考え方（同和問題は、口に出さずそっとしておけば自然になくと思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【図表7 自分の子どもが結婚する際の同和問題】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

1996年（平成8年）の地域改善対策協議会の意見具申が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題などさまざまな人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取り組みの成果、手法への評価や各種研究の成果を踏まえ、現行制度を的確に適用して取り組みを推進します。

また、同和問題解決のための拠点施設として重要な役割を担ってきた隣保館は、2008年（平成20年）にコミュニティワークうじ館・こはた館として、全市的視点に立った本市の人権政策の推進拠点として活用されていますが、引き続き今後も「宇治市隣保館の設置及び管理に関する条例」に基づき、地域社会全体の中で、地域福祉の推進や人権教育・啓発のための住民交流の拠点となる利用しやすい開かれたコミュニティセンターとして、市民に幅広く活用されることが重要であり、事業等を通して地域のニーズを的確に把握し、住民主体による地域活動の支援など必要な取り組みを推進します。

さらに、偏見や差別意識の解消に向けては、人権尊重の視点から効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、コミュニティワークうじ館・こはた館を活用した活発な住民交流を促進し、住民相互の理解と信頼を深めながら、人権が尊重されるまちづくりやそれを担う人づくりの取り組みを推進します。

2 女性

【現状と課題】

1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降において「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准（1985年（昭和60年））、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行（1986年（昭和61年））など各種の法律や制度が整備されてきました。

また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において採択された「北京宣言」で「女性の権利は人権である」とうたわれ、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が、国の最重要課題であると位置付けられ、2015年（平成27年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力等の急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が施行されるとともに、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

本市では、1995年（平成7年）に「宇治市女性施策推進プラン～U J I あさぎりプラン～」を策定し、2001年（平成13年）には、女性を取り巻く社会状況の変化や諸施策の進展等を踏まえて改定を加え、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進してきました。

また、2003年（平成15年）には、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点となる「宇治市男女共同参画支援センター」を開設するとともに、2004年（平成16年）には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らせるまちづくりを目指して「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定しました。

同条例の趣旨を受け、2005年（平成17年）には「宇治市男女共同参画計画（第2次U J I あさぎりプラン）」を、2011年（平成23年）には、「宇治市男女共同参画計画（第3次U J I あさぎりプラン）」を策定し、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。

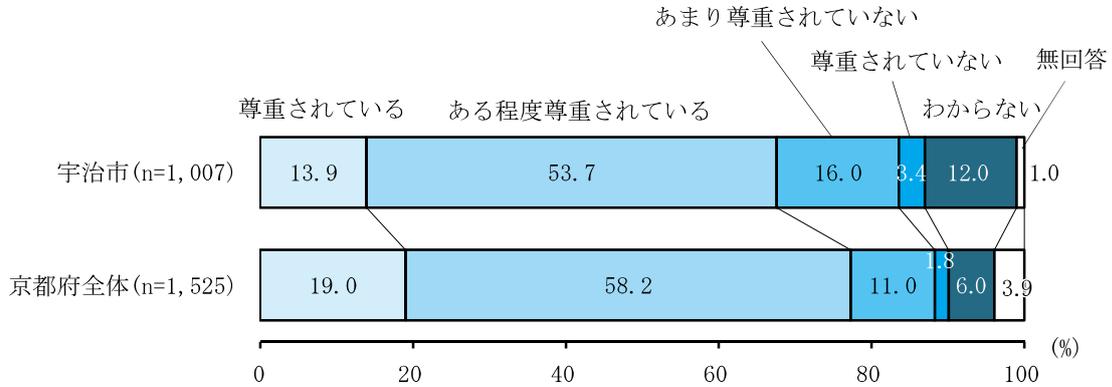
男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられています。本市では男女が生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、総合的かつ積極的な取り組みを推進してきましたが、依然として固定的性別役割分担意識の解消や、性別に起因する差別的取り扱いの排除、DVをはじめとした女性に対するあらゆる暴力の根絶、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等の課題が存在しています。

市民意識調査の結果では、女性の人権が尊重されていると考えている市民は67.6%、「妻が外で働きに出たいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した」ことを差別だと思っている市民は56.4%と、いずれも半数を超

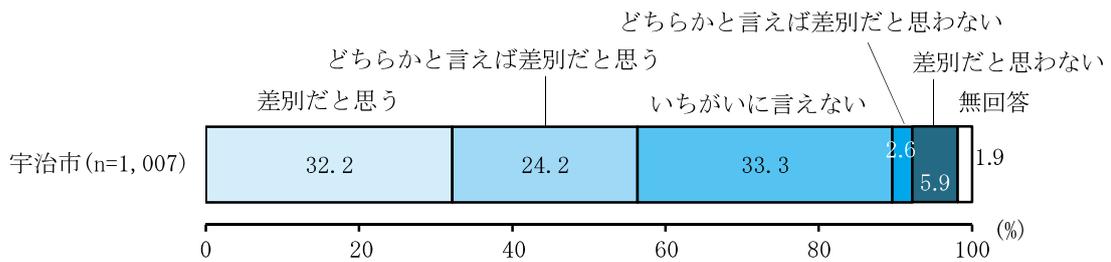
えています。(図表8、図表9) また、親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくないと考えている市民は85.5%と、固定的な性別役割分担意識は薄らぎつつあるものの、未だに根強く社会に残っています。(図表10)

社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、引き続き、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に基づき、男女の人権が尊重される社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画を推進する取り組みが大切です。

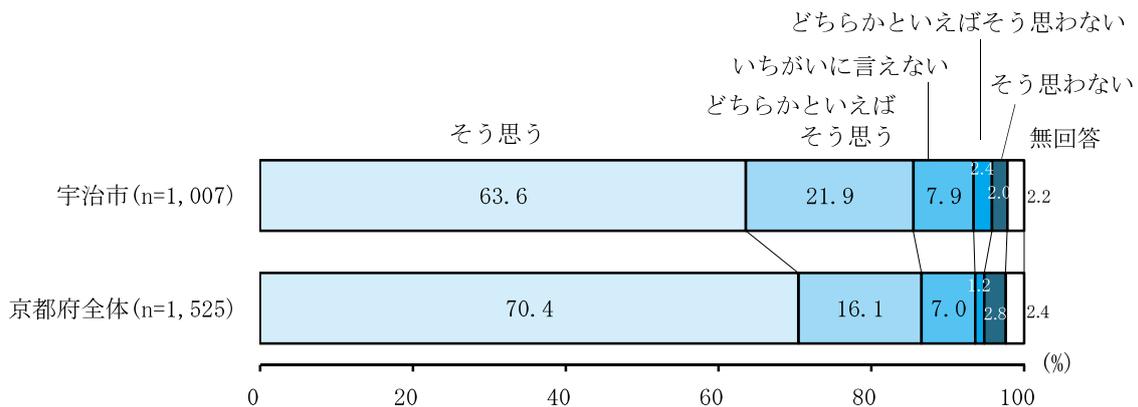
【図表8 人権課題に関する尊重度（女性の人権）】



【図表9 差別に対する考え方（妻が外で働きたいと考え夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことに反対した）】



【図表10 身近な人権問題に関する考え方（親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

国においては、日本国憲法に「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力やジェンダーを背景とした差別的取り扱い等の課題が残されており、こうした認識のもと、本市では、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」において「個人の人權の尊重」「社会における制度・慣行についての配慮」「家庭生活における活動と社会生活における活動の両立」など8つの基本理念を定めています。

これらの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に実施し、男女の人權が尊重される社会の実現に努めていきます。

DVについては、暴力の根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、引き続き、相談や一時保護、自立支援等の被害者支援に取り組むとともに、交際中の男女の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行い、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。

また、元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）等についても、人権教育・啓発を通して人権侵害行為の防止に努め、警察など関係機関と連携して被害者への適切な支援に努めます。

同時に、企業等におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するため、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発を通して防止に努めます。

さらには、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、幅広い関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。

3 子ども

【現状と課題】

国連では、1959年（昭和34年）に子どもが幸福な生活を送り、必要な権利と自由を享有することができるよう、「児童の権利に関する宣言」を採択しました。その後、1989年（平成元年）には、国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。権利条約では、子どもには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利のもと、特別な保護や援助を受ける権利があるとしています。権利条約は、人権条約としては、最大の締結国数を有し、日本は、1994年（平成6年）に批准しています。

国では、1994年（平成6年）12月に、子どもを安心して産み育てることができる環境整備をするために、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、1999年（平成11年）12月には、少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」が策定されるとともに、それに基づく「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）が策定されました。

また、2000年（平成12年）5月には、増加、深刻化する児童虐待の問題に対応するため、子どもに対する虐待の禁止、虐待を受けた子どもの保護を含めた措置を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されています。

2003年（平成15年）には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成に向けた取り組みが進められてきました。その後、2010年（平成22年）1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、2012年（平成24年）には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年（平成27年）4月から、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなりました。

2013年（平成25年）6月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」が公布され、2014年（平成26年）1月からは、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

本市でも、国の動きを踏まえ、2001年（平成13年）3月に「宇治市児童育成計画」を策定し、「子育てに夢が広がる、ひとにやさしいまち宇治市」を基本理念として、子育てを社会が一体となって支援し子どもが健やかに育つ環境づくりを目指して、さまざまな子育て支援施策を実施してきました。また、同年には、宇治市児童虐待防止ネットワーク会議を設立し、2008年（平成20年）には宇治市要保護児童対策地域協議会へ移行して、子どもの人権侵害である虐待の早期発見や啓発に努めています。

2005年（平成17年）3月には、次世代育成支援対策推進法に定められた「宇治市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を、2010年（平成22年）には、この前期計画を改定、後期計画を策定し、各種子育て支援施策を展開してきました。

2015年（平成27年）3月には、「子ども・子育て支援新制度」の導入に対応し、「宇治市

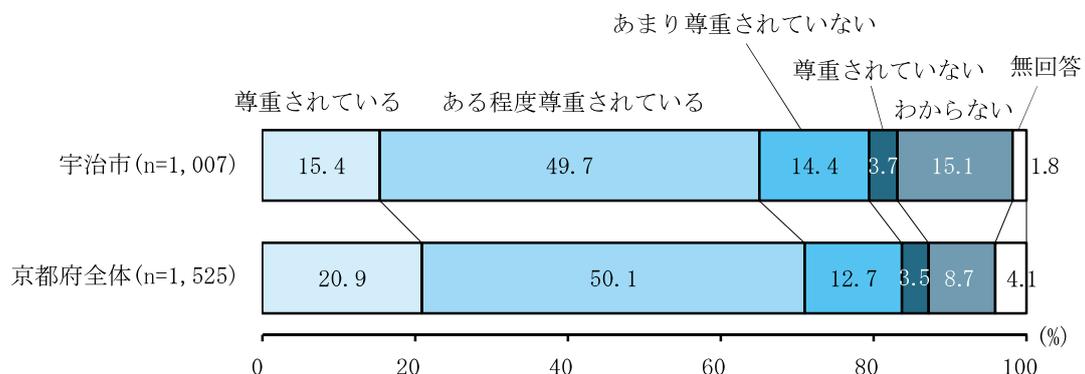
子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づきながら、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や妊娠・出産・育児等、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりのための取り組みを進めています。

一方で、いじめ・体罰問題や児童虐待の増加、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫等、子どもを取り巻く環境は人権が侵害されやすい状況になっています。

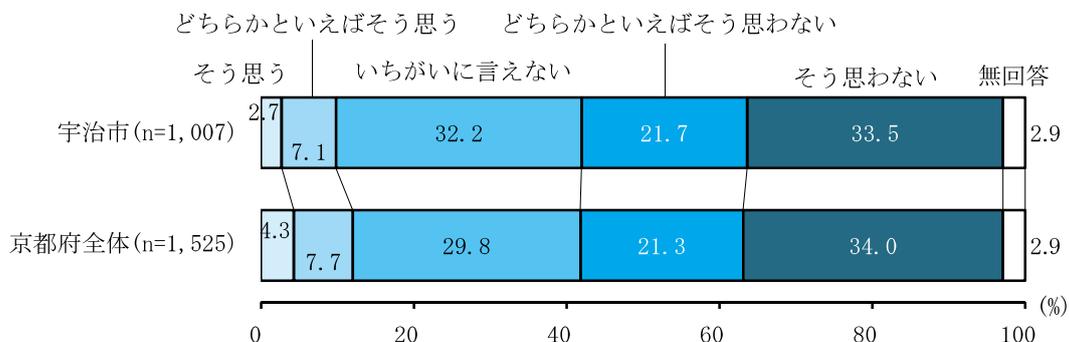
市民意識調査の結果では、子どもの人権は尊重されていると考えている市民は65.1%で半数を超えています。(図表11) また、「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい」について、そう思わないという考えを持つ割合が55.2%で、半数以上は子どもの意見も尊重すべきとの考えを持っています。しかし、「いちがいに言えない」という意見が3人に1人となっており、意見を聞かなくてもよいという割合を合わせると、4割を超え、子どもの意見を必ずしも尊重しなくてもよいという考えを持つ市民も、決して少なくはありません。(図表12)

社会全体で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、違いを認め合える人として成長できる環境づくりが大切です。

【図表11 人権課題に関する尊重度（子どもの人権）】



【図表12 身近な人権問題に関する考え方（子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてもよい）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。また、保護者が子の教育について第一義的責任があるとの認識の下で、家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育を支援し、青少年の自主性や主体性を尊重した育成施策を実施します。

児童虐待への対応については、子どもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、子育て家庭の孤立化や子育ての負担感が、児童虐待の要因の一つであることから、地域や事業所、NPOなど社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

近年、いじめが増加するとともに、いじめが原因で自ら命を絶つ児童・生徒は少なくありません。児童・生徒がそれぞれの個性を尊重し合い、自他を大切に思う心を育む教育環境を充実するとともに、宇治市いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組みます。また、いじめや非行・不登校について、個々の事象に対応できるよう相談指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会が連携した取り組みの充実を図ります。併せて、教職員による児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた具体的取り組みや教職員への研修を徹底します。

インターネットやSNSでのいじめについては、京都府と連携した「ネットいじめ通報サイト」の開設、不適切な書き込み等の検索・監視を行う学校ネットパトロールを引き続き行うほか、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等を対象とした京都府の相談窓口等について情報提供を図るなど、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。

児童ポルノ問題については、児童ポルノによる被害を根絶するため、2014年（平成26年）に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

以上のように子どもに関係する個別の取り組みを推進する中で、子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識等を深めるよう啓発を推進するとともに、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念にたち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取り組みを推進します。

4 高齢者

【現状と課題】

国連は、1982年（昭和57年）に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢者の人権と生活保障の観点から、高齢化対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。

また、1991年（平成3年）の国連総会では、「高齢者のための国連原則」を採択し、「高齢者問題国際行動計画」の推進を目的に、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を掲げ、各国が高齢社会対策に関する指針や国内計画等を策定する際、この5原則を組み入れることを求めています。さらに、行動計画採択10周年に当たる1992年（平成4年）には、国連総会において、「高齢化に関する宣言」が採択され、開発途上国を含む全世界に、今後、人口の高齢化が急速に進行することを踏まえ、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とすることが決定されました。

国では、本格化する超高齢社会を間近に控え、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して、住みなれた地域で生涯を過ごすことのできる長寿福祉社会の実現を目指し、1989年（平成元年）に「高齢者保健福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）が、1994年（平成6年）には、「新ゴールドプラン」が策定され、介護を必要とする人が、自立に必要なサービスを身近に受けることのできる体制を構築するための基本的枠組みが示されました。

1995年（平成7年）には、「高齢社会対策基本法」が成立し、就業、所得、健康、福祉、学習、社会参加、生活環境等の分野別に、国が講じるべき基本的施策が掲げられました。その後、1999年（平成11年）には、介護サービス基盤の整備を含む総合的なプランとして「ゴールドプラン21」が新たに策定され、21世紀の高齢社会においても、高齢者が健康で地域や家庭で役割を持って活躍し、介護が必要な状態になっても、自立した生活を尊厳を持って過ごせることを目指しています。

また、近年の高齢化の急速な進展に伴い、寝たきりや認知症の高齢者が増加するとともに、介護期間の長期化や介護する人の高齢化が進み、家族だけに高齢者の介護を頼ることが困難となってきたことを受け、2000年（平成12年）4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、「介護保険法」に基づく「介護保険制度」がスタートしました。

一方、家庭や施設で介護を受けている高齢者に対する身体的虐待や養護を著しく怠るネグレクト等の増加を踏まえ、高齢者の人権を守るため、2006年（平成18年）に高齢者の虐待防止や早期発見、養護者の支援等を定めた「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されています。

本市では、介護保険法に基づき、高齢化の進展に伴うさまざまな課題に対応するため、2000年（平成12年）3月に「高齢者保健福祉計画及び第1期介護保険事業計画」を策定し、以来、2015年（平成27年）3月に策定した「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」に至るまで、介護保険サービスをはじめ、さまざまな高齢者保健福祉施策を総合的、計画的に推進しています。

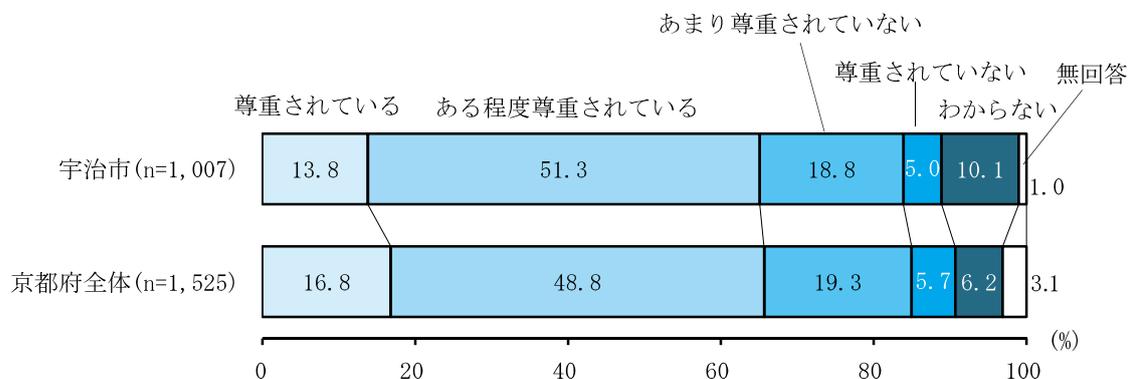
このようなさまざまな取り組みの中、本市では、すでに4人に1人が高齢者という超高齢社会となっており、今後も一層の進行が予測されるところです。また、高齢化の進行とともに認知症の高齢者も増加しています。

そうした状況下で、高齢者を弱者として判断することが差別や偏見を発生させ、元気な高齢者が年齢制限等で雇用・就業機会を奪われ、自ら社会参加することができず、自立できない事象が発生しています。また、消費者被害や、高齢者に対する身体的・心理的虐待や経済的虐待も発生しています。

市民意識調査の結果では、高齢者の人権は尊重されていると考えている市民は65.1%で半数を超えています。(図表13)しかし、「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない」について、そう思うとの割合が51.0%で、「いちがいに言えない」の割合(32.6%)を含めると、認知症高齢者を家に閉じ込めることに対し否定的ではない市民は8割にのぼります。(図表14)

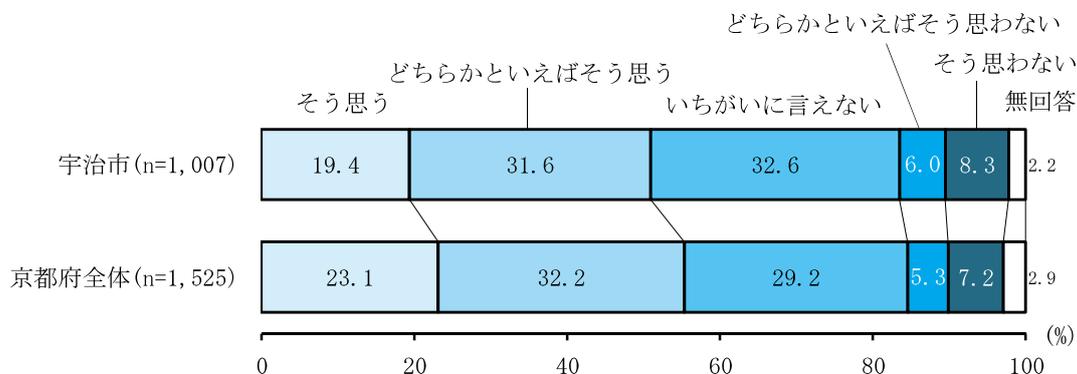
要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、できる限り自立して社会との関わりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけではなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取り組みが大切です。

【図表13 人権課題に関する尊重度(高齢者の人権)】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査(2015年(平成27年)2月実施)
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から(2011年(平成23年)10月実施)

【図表14 身近な人権問題に関する考え方（認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、できるだけ多くの高齢者が健康でありつづけ、また、支援が必要となっても安心して地域で住み続けることができるよう地域包括ケアシステムを構築していきます。

高齢者が地域社会で活躍できる仕組みを創出し、いつまでも、やりがいや生きがいを持って生活することができる生涯現役社会の実現に取り組むとともに、支援を必要とする高齢者を介護サービスだけでなく、地域社会で支える体制づくりを推進します。

また、「認知症の人にやさしいまち・うじ宣言」に基づき、誰もが住み慣れたまち、宇治で家族やなじみの顔に囲まれて、認知症とともによりよく生きていけるよう、認知症への正しい理解を広げるとともに、見守りネットワークの確立、介護サービス基盤の整備等に取り組めます。

さらに、高齢者虐待防止の取り組みや成年後見制度の周知を図るとともに、緊急時の措置体制・連携体制を強化します。

これらの諸施策を通じて、市民一人ひとりが互いに助け合い、支え合いながら安心して暮らせる体制づくりの推進に努め、高齢者の権利擁護に取り組めます。

5 障害のある人

【現状と課題】

1975年（昭和50年）の第30回国連総会において、「障害者の権利に関する宣言」が採択され、その第3条の中で「障害者は、人間としての尊厳が尊重される、生まれながらの権利を有し、その障害の原因等にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。」と、うたい、障害者の基本的人権を明確に示されました。その後、国連では「完全参加と平等」をテーマに、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と定め、1983年（昭和58年）から1992年（平成4年）までの10年間を「障害者のための国連10年」とし、各国に対し、障害者施策の推進を求めました。また、2006年（平成18年）には「障害者権利条約」が採択され、日本も2007年（平成19年）に署名をしています。

国では、1982年（昭和57年）に、「障害者のための国連10年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画となる「障害者対策に関する長期計画」が策定され、1992年（平成4年）には、引き続き、1993年度（平成5年度）からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」が策定されました。その後、1993年（平成5年）には、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、「障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。」とし、その基本的理念が示されています。

また、「障害者対策に関する新長期計画」は、「障害者基本法」に基づく障害者基本計画として位置づけられ、1995年（平成7年）には、この計画を推進するための「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」が策定され、2002年度（平成14年度）末で計画期間が終了したため、2003年度（平成15年度）を初年度とする「障害者基本計画」が閣議決定され、同計画を推進するための「重点施策実施5か年計画」が策定されました。

2005年（平成17年）には障害者の自立と社会参加の促進を図るため、「障害者自立支援法」が制定されました。

2009年（平成21年）には首相を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が内閣府に設置され、「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者施策の集中的な改革が実施されることになりました。この政府の方針により、2011年（平成23年）には「障害者基本法」が改正になり、障害者施策の目的が、全ての国民が障害の有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとなりました。このような考え方に基づいて、2012年（平成24年）には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されています。

また、2011年（平成23年）には、障害のある人への虐待を防止するために「障害者虐待防止法」も制定されました。

2006年（平成18年）12月に国連で採択された「障害者権利条約」は、障害のある人の基本的人権の促進・保護、並びに固有の尊厳の尊重の促進を目的とする国際的原則です。

国は、障害者基本法や障害者差別解消法の成立に伴い、2013年（平成25年）12月に国会

の承認を経て、2014年（平成26年）1月に障害者権利条約を批准しました。批准によって、障害者権利条約は憲法と法律との間に位置づけられることとなり、同条約に反する国内法をつくることは許されなくなりました。

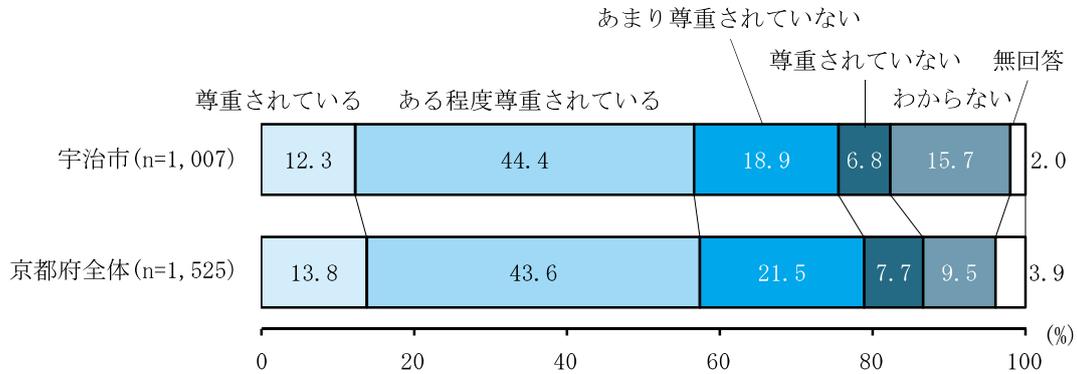
京都府では、2015年（平成27年）4月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が全面施行され、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を推進するための取り組みを、京都府、府民、事業者及び市町村、国、その他の関係機関の適切な役割分担並びに相互の連携及び協働の下に行うものとされました。

本市では、1999年（平成11年）3月に「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とした「宇治市障害者福祉基本計画」を策定し、障害者施策の方向性を掲げ、これに基づき、障害のある人の生活に関する広範な施策と事業を推進してきました。2007年（平成19年）3月には、「障害者自立支援法」の施行をはじめとする、さまざまな法制度の整備や環境の変化に対応するため、基本計画を見直しましたが、国における障害者施策の大きな変革期を迎える中、2012年（平成24年）3月に「宇治市障害者福祉基本計画（第2期計画）」を策定し、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を計画の基本理念として、障害のある人もない人も共に、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活することのできる共生社会の実現を目指した取り組みを推進しています。

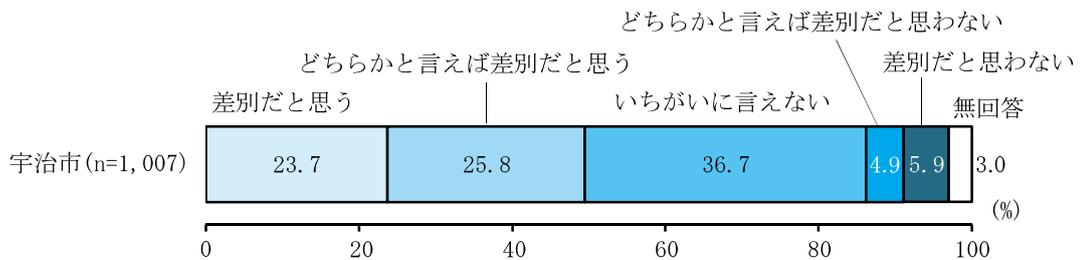
市民意識調査の結果では、障害のある人の人権は尊重されていると考えている市民は56.7%で半数を超えています。（図表15）一方で、「自宅の近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した」という意見について、差別だと思うとの割合が49.5%、「いちがいに言えない」の割合が36.7%、差別だとは思わないが10.8%となっています。（図表16）

障害についての知識が不十分であるため、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見が存在し、自立や社会参加が妨げられることが考えられます。ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できる環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発が大切です。

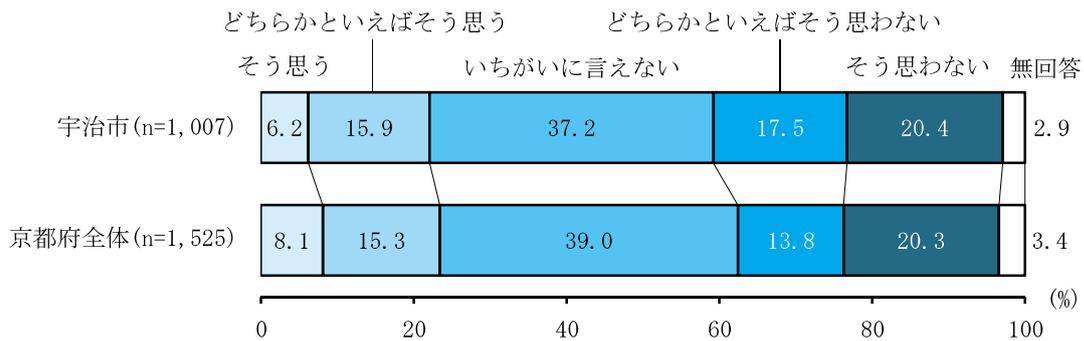
【図表15 人権課題に関する尊重度（障がいのある人の人権）】



【図表16 差別に対する考え方（自宅の近くに建設される病院が精神科病院であると聞き、その建設に反対した）】



【図表17 身近な人権問題に関する考え方（企業は利益追求が第一の目的であり、不況時に障害のある人を雇うことができなくてもやむを得ない）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

2011年（平成23年）8月の障害者基本法の改正により「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が再確認されるとともに、共生社会の実現や社会的障壁の除去、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮による差別の禁止といった考え方も法令に位置付けられました。

これらの考え方の普及も含め、障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、今後も正しい知識の普及や啓発を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人とない人の相互の理解を深め、交流の促進を図ります。

6 外国人

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが国際理解を深め、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「共に生きる」社会の実現に向けて、外国籍市民の人権についての正しい理解と認識を広げるとともに、市民の国際理解の推進を図るための人権教育・啓発や国際交流を積極的に推進しています。

国際化が進展する中で、外国から日本に来る人の数は年々増加しています。また、戦前戦後の歴史的経過から在日韓国・朝鮮の人が本市でも数多く生活している状況です。

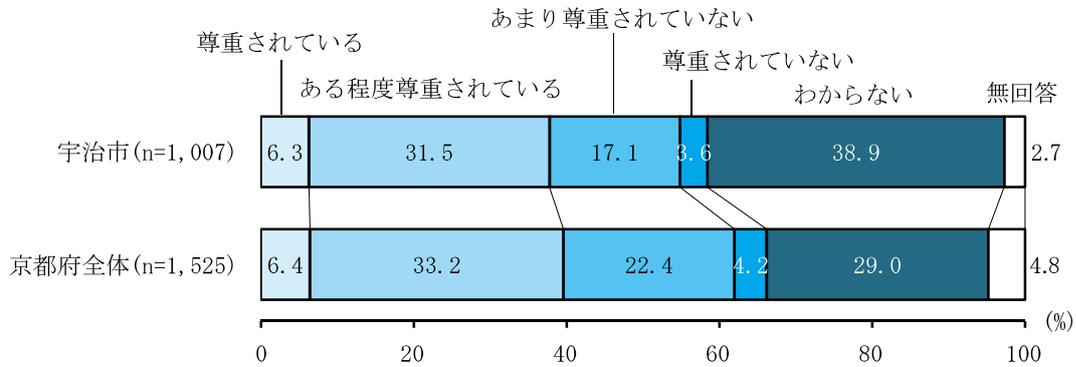
こうした中で、言葉や生活習慣等の違いから、住居、教育、労働、地域交流など日常生活を送る上でさまざまな問題が発生しています。また、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生しています。

市民意識調査の結果では、「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない」と考えている市民は69.8%を占め、外国人に対する誹謗中傷を否定する市民が多くなっています。（図表21）しかしながら、外国人の人権は尊重されていると考えている市民は37.8%で、女性や子ども、障害のある人、高齢者に対する人権尊重意識に比べ低く、外国人の人権は十分守られていない状況にあると市民の多くは考えています。（図表18）また、「外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた」という意見について、差別だと思うとの割合が61.1%と6割以上を占めるものの、「いちがいに言えない」の割合が28.1%、差別だとは思わないが8.1%で、賃貸マンションへの入居を断られることは差別ではないと考える市民も少なくありません。

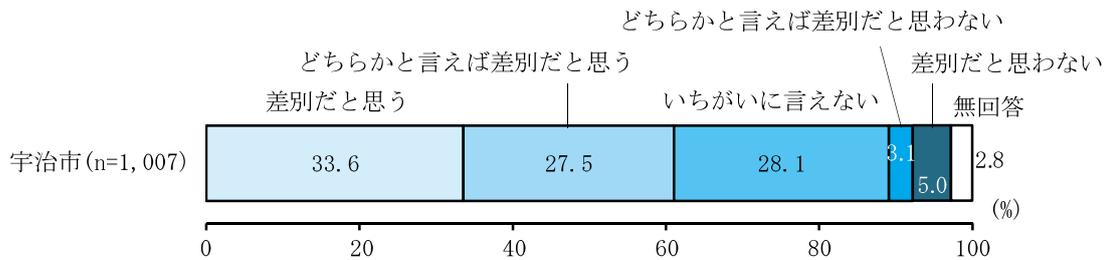
（図表19）さらに、「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである」と考えている市民も49.6%と半数近くを占めています。（図表20）

異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心の国際化」を推進するとともに「多文化共生社会」の形成を進め、市民の一員として、地域づくりへの参画を促進する取り組みが大切です。

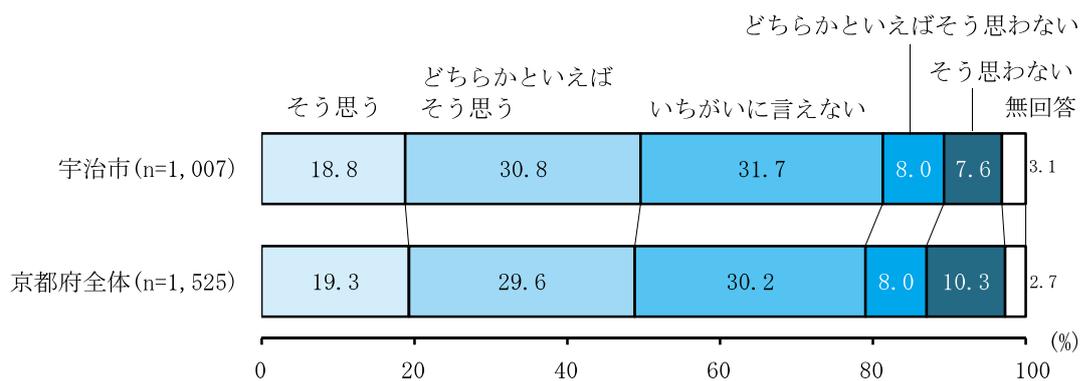
【図表18 人権課題に関する尊重度（外国人の人権）】



【図表19 差別に対する考え方(外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居を断られた)】

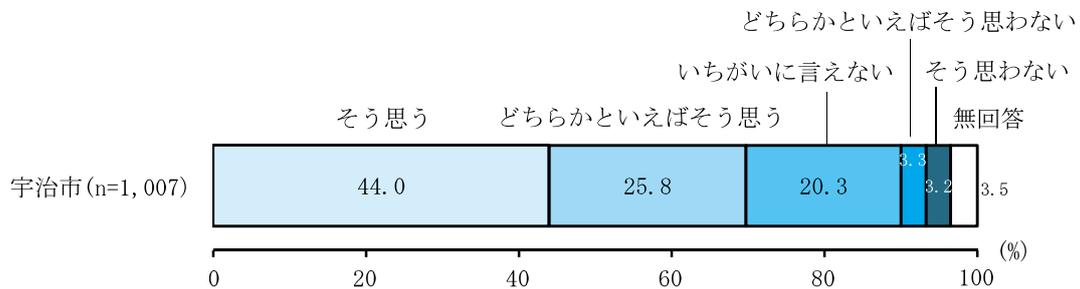


【図表20 身近な人権問題に関する考え方（日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や慣習に合わせる努力をすべきである）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数值は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【図表21 身近な人権問題に関する考え方（外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

今後も、一層国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識の醸成等、地域でのつながりを深め、民族や国籍等による差別がない「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

また、外国人の人権が尊重される多文化共生社会の実現に向け、市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心の国際化」を推進し、さらには、人を排斥し、誹謗中傷する行為は許されないという人権意識の高揚を図るため、京都府等と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

7 感染症・ハンセン病患者等

【現状と課題】

現在、さまざまな感染症や難病等の病気を抱え暮らしている方々がおられ、患者や家族の中には、病気に対する誤った知識や理解不足による差別や偏見を受けることがあり、肉体的、精神的な負担となっています。

とりわけ、エイズやハンセン病については、次のような現状や課題があり、京都府や関係機関等と連携しながら差別や偏見の解消に向けて取り組んでいます。

① エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

新規エイズ患者・HIV感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の性的接触による感染が拡大している状況であり、最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機構（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者、HIV感染者に対する差別や偏見の解消に取り組んでいます。

本市においても、エイズ患者、HIV感染者、その他の感染症患者に対する差別や偏見をなくすため、ポスターの掲示やパンフレットの配布、市政だよりによる広報や発生予防のための健康教育等を行い、正しい知識の普及啓発に努めています。

② ハンセン病

ハンセン病を引き起こす、らい菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

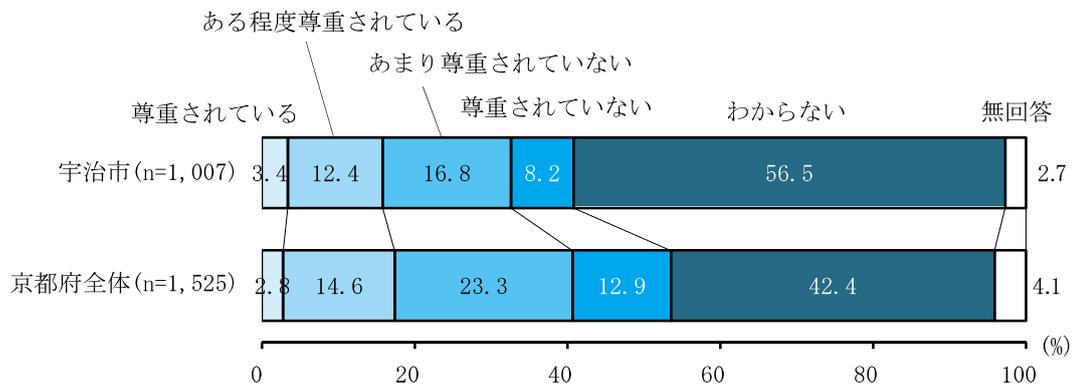
ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。

隔離を主体とした「らい予防法」は1996年（平成8年）に廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な差別や偏見が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる必要があります。

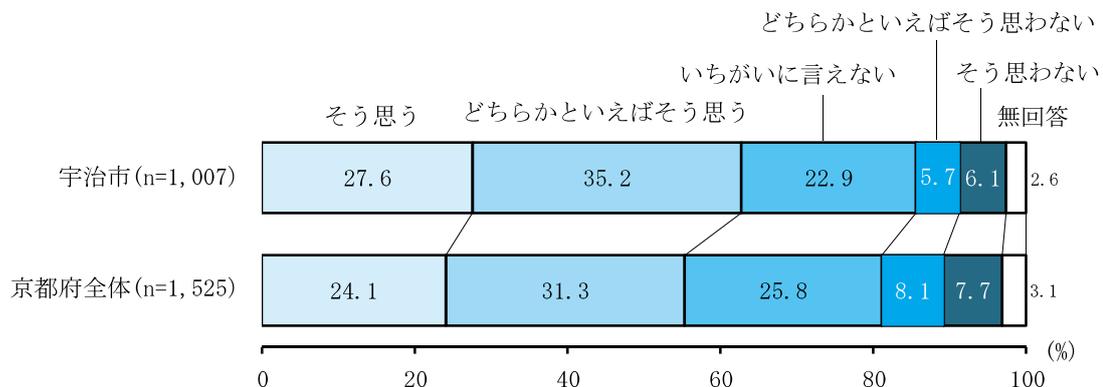
市民意識調査の結果では、エイズ・ハンセン病患者等の人権は尊重されていると考えている市民は15.8%で、「わからない」が半数を超えています。（図表22）また、「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」と思う市民は62.8%で、京都府調査の結果（55.4%）に比べ高くなっています。（図表23）

このように病気に対する誤った知識や理解不足から、とりわけ、エイズ患者やH I V感染者、ハンセン病患者及びハンセン病回復者に対する差別や偏見が根強く存在しています。病気に対する正しい知識の普及と積極的な啓発が大切です。

【図表22 人権課題に関する尊重度（エイズ、ハンセン病患者等の人権）】



【図表23 身近な人権問題に関する考え方（感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及を推進するとともに、差別や偏見をなくすための啓発活動をすすめ、エイズ患者・H I V感染者及びハンセン病患者・ハンセン病回復者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指した取り組みを京都府と連携しながら推進します。

8 さまざまな人権問題

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きいだけでなく、一部のメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など精神的苦痛にさらされがちです。また、刑事手続きの過程で受けた精神的被害やさまざまな経済的負担等の二次被害を受けています。

そのため、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2005年（平成17年）4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法の整備が進められています。

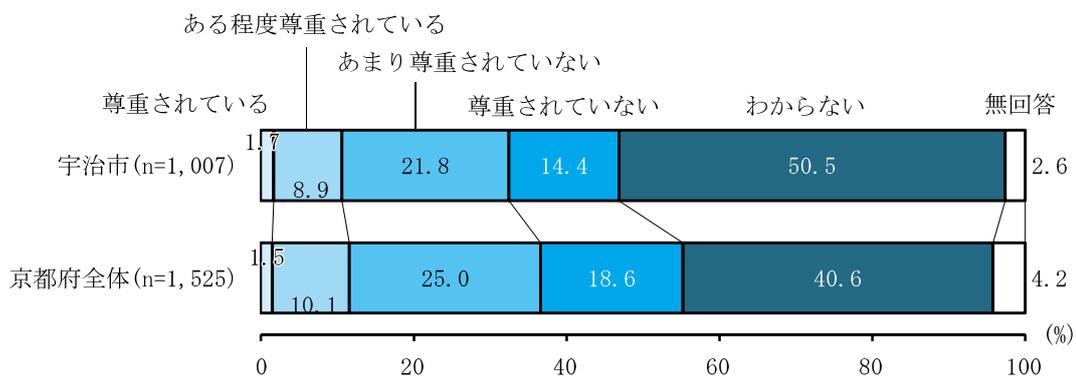
また、京都府警察本部では、不幸にして犯罪被害に遭われた被害者やその家族に対して、被害による精神的、経済的な負担の軽減を目的とした犯罪被害給付制度に基づく給付金の支給裁定事務が行われています。

なお、本市では、給付金の支給申請に必要な証明等の手数料を免除するなど、被害者支援の取り組みを行っています。

市民意識調査の結果では、犯罪被害者とその家族の人権は尊重されていると考えている市民は10.6%に対し、尊重されていないのは36.2%、また「わからない」は50.5%で、人権が守られていると積極的に評価する市民は少なくなっています。（図表24）

誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性があるという視点に立って、この問題を考えるとともに、2010年（平成22年）3月に制定した「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族への支援を行うことが大切です。

【図表24 人権課題に関する尊重度（犯罪被害者とその家族の人権）】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

本市では、今後も京都府や関係機関との連携により、犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日から12月1日まで）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に対する市民の理解の促進を図ります。

ホームレス

【現状と課題】

近年の国の経済情勢、雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている人が都市部を中心に存在しています。その多くの方は、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人権への配慮が求められています。

厚生労働省によるホームレスの実態に関する全国調査が、2003年（平成15年）、2007年（平成19年）、2010年（平成22年）から2014年（平成26年）まで実施されており、同調査によれば、全国のホームレス数は継続して大幅に減少（2003年（平成15年）25,296人、2014年（平成26年）7,508人）してきています。同調査に係る本市の状況については、基本的に減少傾向にあり、2013年（平成25年）以降ではホームレス数は0人となっています。

本市においては、要保護状態にある者について生活保護法を適用し、入院をはじめ入院外を含めた医療扶助の適用や住居の確保、日常生活の保障を行ってきました。ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう住宅、就労、医療等さまざまな支援が必要であり、2002年（平成14年）に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」をうけた「京都府ホームレス自立支援等実施計画」に基づき関係団体が連携・協力しながらホームレスの自立支援に努めてきました。

【今後の取り組みの方向】

厚生労働省の調査結果では、倒産・失業等を理由としてホームレスとなった割合が高く、今後の経済情勢等によってはホームレス数の増加も予想されます。同調査等を通じて把握した要保護状態にある人については、引き続き、速やかに生活保護法を適用し、積極的に自立の助長を促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られるよう取り組みます。

2015年（平成27年）4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援が強化されています。ホームレス対策については、この法律に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に運用し、ホームレス等の生活困窮者の自立を支援します。

性同一性障害、性的指向

【現状と課題】

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛など人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です

2004年（平成16年）には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす者については、性別の取り扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障害等の児童・生徒への配慮等を求める国からの通知がされています。

【今後の取り組みの方向】

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とは言えず、社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性に多様性があることへの市民の理解を深め、性同一性障害や性的指向に関わらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための啓発を推進します。

その他の人権問題

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い差別意識や偏見等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保等の問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、差別や偏見をなくすための啓発の推進に努める必要があります。

アイヌの人々については、理解が十分でないため就職や結婚等において差別や偏見が依然として存在しています。民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する理解や認識を深めるためにも、知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子については、相続権等の法的な問題が指摘されています。戸籍上の続柄の記載については、婚外子であることが明らかであったため、就職や結婚等で不利な取り扱いを受ける例やプライバシーの侵害になるとの指摘があり、嫡出子と同様の記載にするように、民法や「戸籍法施行規則」が改正されました。婚外子であることを理由に差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けることがないよう啓発の推進に努める必要があります。

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国においても拉致被害者を救出すべくさまざまな取り組みが行われています。2006年（平成18年）には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

ここで取り上げた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震等による被害では、高齢者や障害のある人、乳幼児など災害時要配慮者が被災する事態が全国で発生しており、その避難対策は喫緊の課題です。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう訓練の実施や人材の育成、福祉避難所の整備等の取り組みを推進する必要があります。

今後、社会状況の変化等に伴い、さまざまな人権問題が顕在化することも予想されることから、常にその状況に留意し、啓発等の取り組みを推進します。

9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や、SNS等さまざまなサービスにより、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

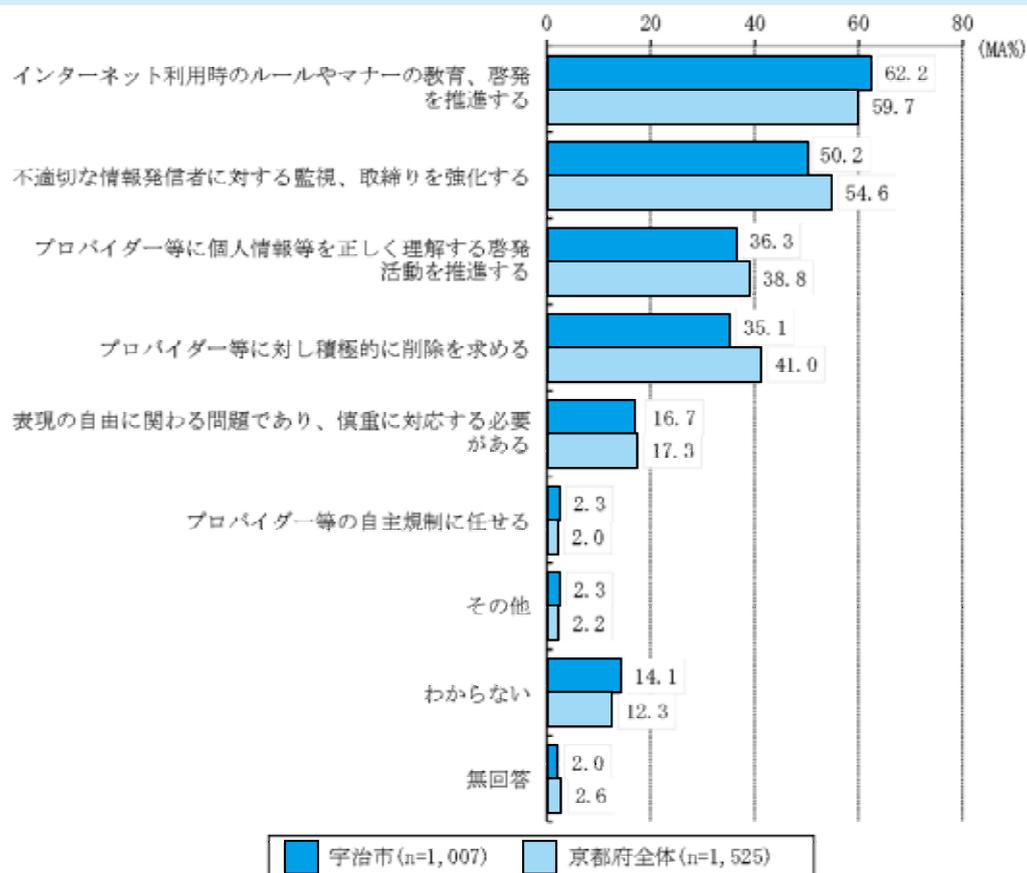
一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行等、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

2002年（平成14年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダー等に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

市民意識調査の結果では、インターネットによる人権侵害への対応として、「インターネット利用時のルールやマナーの教育・啓発を推進する」が62.2%で最も多く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締まりを強化する」（50.2%）、「プロバイダー等に個人情報等を正しく理解する啓発活動を推進する」（36.3%）、「プロバイダー等に対し積極的に削除を求める」（35.1%）等が多く、情報発信者側への規制や働きかけとともに、利用者側のリテラシーの向上がそれ以上に必要と考えている市民が多くなっています。（図表 25）

インターネットやSNS等を使って他人を誹謗中傷し差別することは重大な人権侵害であることや、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めることが大切です。

【図表25 インターネットによる人権侵害への対応】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）

【今後の取り組みの方向】

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると、完全に消し去ることができない仕組みであり、その危険性について市民に周知し、安心してインターネットを利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図ります。

また、個人の名誉をはじめ、人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、京都府等と連携し、ライフステージに応じた教育・啓発を推進します。

個人情報の保護

【現状と課題】

国においては、2003年（平成15年）に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。この法律により、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限等の義務が課せられることになりました。

一方、本市では、市民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、1999年（平成11年）4月に個人情報の適正な取り扱いを定めた「宇治市個人情報保護条例」を、国よりいち早く施行しました。

しかし、条例施行直後に住民情報データ流出事件が発覚するなど、本市の個人情報保護制度確立への道は平坦なものではありませんでした。

この事件から得た教訓を踏まえ、実効性のある個人情報保護制度を確立するために、本市では、先駆的な電算セキュリティシステムの導入を図るとともに、宇治市個人情報保護審議会に対し条例改正のあり方について諮問し、1年半にも及ぶ調査審議を経て、2003年（平成15年）8月に、全国的に見ても厳しい罰則規定を柱にした「改正個人情報保護条例」を施行しました。

このような状況の中、戸籍謄本等の大量不正取得事案が発生するなど、個人情報が商品化され、個人の権利利益が侵害される問題が多発しています。市民や事業者が自ら身元調査を行うこと、また依頼することはもとより、調査に応じることでも人権を侵害することになります。個人情報の適正な管理の重要性をあらゆる機会を通じて啓発することが大切です。

【今後の取り組みの方向】

宇治市個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図ります。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては結婚や就職等において重大な人権侵害に関わる、極めて深刻な問題であり、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼したりすることはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあることについて、市民等への啓発を図ります。

また、身元調査等の目的で、戸籍謄本や住民票の写し等が本人の知らないところで不正に取得されることがないように、啓発等に取り組みます。

安心して働ける職場環境の推進

【現状と課題】

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

また、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

【今後の取り組みの方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、市民意識の一層の醸成を図るとともに、企業・事業所に対する広報、啓発に努めます。

また、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが重要であるため、企業に対する啓発を推進します。